

令和7年度 第1回

柏原市国民健康保険運営協議会議事録

柏原市健康部保険年金課

令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会

開催年月日	令和8年2月12日(木) 午後1時30分から午後2時10分まで
開催場所	柏原市役所4階大会議室1・2
委員 ○=出席委員	<p>被保険者代表 ○三浦 衣世 ○鎌田 佳代子 ○北井 厚子</p> <p>○山本 稔男 ○秋田 祥子</p> <p>医師・薬剤師会代表 ○吉原 秀高 岡本 吉明 西出 正人</p> <p>○細見 一三 ○武内 尊裕</p> <p>公益代表 ○島野 友子 ○榊田 和之 ○江村 淳</p> <p>○田中 秀昭 ○谷舗 佐知子</p> <p>被用者保険代表 吉川 範文 ○吉田 和真</p>
市当局	<p>理事者 柏原市長 富宅 正浩</p> <p>事務局 健康部長 山本 直樹</p> <p>健康部次長兼保険年金課長 服部 倫知</p> <p>保険年金課長補佐 下村 行輝</p> <p>保険年金課統括主幹 市川 信行</p> <p>保険年金課主幹 若林 友紀</p> <p>保険年金課保険料係長 武部 優一</p> <p>保険年金課保険業務係長 若江 侑幸</p>
会議次第	<p>(1) 開 会</p> <p>(2) 市長挨拶</p> <p>(3) 委員及び職員紹介</p> <p>(4) 会議録署名委員の指名</p> <p>(5) 会長挨拶</p> <p>(6) 議 事</p> <p>① 柏原市国民健康保険の概況について</p> <p>② 柏原市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>③ その他</p> <p>(7) 閉 会</p>

<p>事務局</p>	<p>【1 開 会】</p> <p>定刻より少し早いのですが、ただ今より、令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、公私ご多忙のところ、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の司会進行を務めさせていただきます保険年金課保険業務係の若江と申します。</p> <p>どうぞよろしく願います。</p> <p>まず初めに、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会会議次第、資料1 柏原市国民健康保険運営協議会委員名簿、資料2 配席表、資料3 令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会資料、資料4 令和7年度柏原市国民健康保険保健事業実施計画、アスマイルリーフレット。資料等に不足、またはお手元に資料がない場合は挙手にて願います。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、会議成立要件について報告させていただきます。</p> <p>本会議においては、委員14名ご出席していただいております。</p> <p>これは、柏原市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定されております会議の成立要件である委員定数の2分の1以上の出席を満たしているため、本会議が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>また本会議は、新たな任期を迎える第1回目の会議となりますので、会長と副会長を選出する必要があります。</p> <p>こちらにつきましては、同規則第4条の規定に基づき、既に3号委員である公益を代表する委員から、会長には榊田委員、副会長には田中委員を、それぞれ互選により選出いただいておりますので、併せてご報告させていただきます。</p> <p>なお、本会議につきまして、マイクは使用せずに進めさせていただきますが、必要とされる場合は職員がマイクをお持ちしますので、お申し出ください。</p> <p>それでは、次第により会議を進行いたします。</p> <p>まず、開会にあたりまして、富宅市長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>富宅市長</p>	<p>【2 市長挨拶】</p> <p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>柏原市長の富宅でございます。</p> <p>令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>さて、ご承知のとおり、本市におきましては、大阪府の統一保険料を採用しており、令和元年度決算におきまして、累積赤字を解消し、これまで安定</p>

<p>事務局</p> <p>富宅市長</p>	<p>した運営をしております。これは、委員の皆さまをはじめ、多くの皆様のご協力の賜物であり、この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。皆様、本当にありがとうございます。</p> <p>今後につきましても、皆さまからのご意見をいただきながら、適正な運営に努めてまいりますので、引き続きのご理解ご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>そして、本日は2件の報告案件がございます。皆様には、様々なお立場から貴重なご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>富宅市長、ありがとうございました。</p> <p>なお、富宅市長につきましては、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p> <p>榊田委員</p> <p>事務局</p> <p>田中委員</p> <p>事務局</p> <p>三浦委員</p> <p>事務局</p> <p>鎌田委員</p> <p>事務局</p> <p>北井委員</p> <p>事務局</p>	<p>【3 委員及び職員紹介】</p> <p>続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。</p> <p>会長の榊田委員でございます。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>副会長の田中委員でございます。</p> <p>田中でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、1号委員、被保険者を代表する委員から名簿順にご紹介いたします。</p> <p>三浦委員でございます。</p> <p>三浦です。よろしくお願い致します。</p> <p>鎌田委員でございます。</p> <p>鎌田です。よろしくお願い致します。</p> <p>北井委員でございます。</p> <p>北井です。よろしくお願い致します。</p> <p>山本委員でございます。</p>

山本委員	山本です。よろしく申し上げます。
事務局	秋田委員でございます。
秋田委員	秋田です。よろしく申し上げます。
事務局	次に、2号委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員でございます。医師会から吉原委員でございます。
吉原委員	吉原です。よろしく申し上げます。
事務局	歯科医師会から細見委員でございます。
細見委員	細見です。よろしく申し上げます。
事務局	薬剤師会から武内委員でございます。
武内委員	武内です。よろしく申し上げます。
事務局	なお、岡本委員、西出委員につきましては、所要のため、欠席のご連絡をいただいております。 次に、3号委員、公益を代表する委員でございます。 市議会から、島野委員でございます。
島野委員	島野です。よろしく申し上げます。
事務局	江村委員でございます。
江村委員	江村淳でございます。よろしく申し上げます。
事務局	更正保護女性会から谷舗委員でございます。
谷舗委員	谷舗でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	最後に4号委員、被用者保険等保険者を代表する委員でございます。全国健康保険協会から吉田委員でございます。
吉田委員	吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局	<p>なお、組合管掌健康保険の吉川委員につきましては、所要のため、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>健康部長の山本でございます。</p>
山本部長	山本でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	健康部次長兼保険年金課長の服部でございます。
服部次長	服部でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	保険年金課長補佐の下村でございます。
下村課長補佐	下村でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	保険年金課統括主幹の市川でございます。
市川統括主幹	市川でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	保険年金課主幹の若林でございます。
若林主幹	若林です。よろしくお願いいたします。
事務局	保険料係長の武部でございます。
武部係長	武部です。よろしくお願いいたします。
事務局	最後に私、保険業務係長の若江でございます。
	よろしくお願いいたします。
事務局	<p>【4 会議録署名委員の指名】</p> <p>続きまして、本日の運営協議会の会議録署名委員を事務局から指名させていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、1号委員被保険者を代表する委員から北井委員と秋田委員にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>【5 会長挨拶】</p> <p>続きまして、榊田会長からごあいさつを賜りたいと思います。</p> <p>榊田会長よろしくお願いいたします。</p>

<p>榊田会長</p>	<p>皆様、改めまして、こんにちは。</p> <p>先ほど柏原市国民健康保険運営協議会会長に選出されました榊田でございます。</p> <p>令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>近年においても保険制度というものは目まぐるしく改正されており、令和6年度にはマイナ保険証が大きくクローズアップされ、健康保険証の仕組みが大きく変わりました。また、令和7年度には従来の保険証の資格の期限が切れ、資格情報のお知らせや資格確認書の一斉交付がおこなわれております。更に、令和8年度からは従来の医療保険料に加え、新たに子ども・子育て支援金制度が創設されます。当運営協議会において国保制度の動向を注視し、必要な意見があれば言いたいと思っております。</p> <p>それでは、本日の運営協議会では、「柏原市国民健康保険の概況について」と「柏原市国民健康保険条例の一部改正等について」に関する報告案件が2件ございます。</p> <p>円滑な会議の進行に努めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。また、委員各位の忌憚のないご意見をいただけたらと思っております。以上を持ちまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、榊田会長に進行役をお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>榊田会長</p> <p>下村課長補佐</p>	<p>【6 議 事】</p> <p>着座にて失礼いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>今回、2つの報告事項のうち、1番目となります柏原市国民健康保険の概況について、事務局に説明を求めます。はい。</p> <p>保険年金課課長補佐の下村でございます。</p> <p>本日の事務局からの報告事項の説明及びその説明への質問に対する回答については、着座にて行わせていただきます。</p> <p>それでは、案件の1つ目、「柏原市国民健康保険の概況について」説明をさせていただきます。</p> <p>平成20年度に、後期高齢者医療制度が創設されたことにより、75歳以上の方が、国民健康保険などから後期高齢者医療制度に加入することとなりました。これに併せて、特定健康診査、特定保健指導の制度も開始されること</p>

となりました。そして、平成 30 年度からは国民健康保険の広域化ということで、それまでは、各市町村が保険者となって国保事業を運営しておりましたが、その運営に都道府県が加わることとなり、財政責任を担うこととなりました。また、令和 6 年度からは大阪府内の全ての市町村の保険料水準及び減免基準が完全統一となりました。

それでは、ここで資料の説明に参ります。

資料 3 柏原市国民健康保険運営協議会資料の表紙をめくっていただいて、1 ページ上部被保険者数の推移をご覧ください。

被保険者数は、減少傾向が続いており、グラフに表示されております平成 27 年度からで申し上げますと、19,391 人から 12,403 人と直近の 10 年間で 6,988 人、約 36%の減少となっております。これは、少子化に伴う人口減や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への健康保険適用拡大による被用者保険への移行が主な要因となっております。

続きまして、その下の保険者負担額及び 1 人あたりの年間医療費についてでございます。

保険者負担額は本市が保険者として負担している保険給付費で、表の棒グラフがその総額となっております。新型コロナウイルス感染症に係る受診控えからの回復により令和 2 年度から 4 年度にかけて増加しておりますが、被保険者数の減少に伴い全体の傾向としましては減少傾向となっております。直近 10 年で約 24%の減少となっております。続いて、1 人あたりの医療費は表の折れ線グラフとなっております新型コロナウイルス感染症に係る受診控えにより令和 2 年度は減少しておりますが、その後増加し、直近 3 年はほぼ横ばいで推移をしております。

続いて、2 ページをお開きください。国保会計の決算の状況でございます。

令和 6 年度決算では、大阪府へ支払います事業費納付金の財源不足によりこの財政調整基金から約 2 千 8 百万円の取り崩しを行うことにより実質収支で約 279 万円の黒字となりました。取り崩し後の基金残高は 3 億 9,644 万 2,018 円となっております。

下のグラフが、直近 10 年間の決算状況を示したものでございますが、令和元年度決算に累積赤字が解消となり、令和 2 年度には国民健康保険財政調整基金を設置し、令和元年度以降実質収支の黒字を継続しております。

概況についての説明は以上でございます。

武 部 係 長

保険年金課保険料係長の武部です。

続きまして、私からは柏原市国民健康保険の概況のうち、令和 8 年度国民健康保険料について報告させていただきます。

資料 3 の 4 ページをご覧ください。

令和 8 年度国民健康保険料についての報告は、子ども・子育て支援納付金分の追加、賦課限度額の改定、軽減措置の拡充、国民健康保険料率の 4 点でございます。

まずは、子ども・子育て支援納付金分の追加でございます。市町村標準保険料率の令和8年度の表をご覧ください。表の一番下に子ども・子育て支援納付金分が追加されています。こちらは、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から新たに賦課・徴収するものとなります。

子ども・子育て支援納付金分の賦課額は、前年中の所得に応じて賦課されます「所得割額」と、加入者数に応じて賦課されます「均等割額」を合計したものとなりますが、「子ども・子育て支援金制度」が少子化対策に係るものであることを鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳未満の被保険者に係る「子ども・子育て支援納付金分」の均等割額には10割の軽減措置が講じられます。

次に、賦課限度額の改定についてご説明申し上げます。

賦課限度額とは、被保険者の方々にご負担いただく年間保険料の上限であり、基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分を加え、構成されることとなります。令和8年度につきましては、基礎賦課分が、65万円から66万円に、後期高齢者支援金等分が24万円から26万円に改定され、据え置かれた介護分の17万円および、子ども・子育て支援納付金分の3万円を足しまして、賦課限度額の合計は112万円となります。

次に軽減措置の拡充についてご説明申し上げます。

軽減措置と申しますのは、ある一定の所得に満たない低所得の方々に対して、加入者数に応じて賦課される均等割と世帯ごとに賦課される平等割の7割分、5割分、もしくは2割分相当額を減額するという制度であります。この制度が適用されることで、低所得者層の方々に対して保険料の負担の軽減が図られるものとなっております。

令和8年度におきましては、その軽減を判定するための所得基準が、5割軽減では、被保険者1人につき現行の30万5千円を5千円引き上げて31万円に、2割軽減では被保険者1人につき現行の56万円を1万円引き上げて57万円に増額改定するものであります。

次に、国民健康保険料率についてご説明申し上げます。

保険料率につきましては、令和6年度より大阪府内の全ての市町村が、原則この市町村標準保険料率を採用しております。

令和8年度の保険料について具体的に申し上げますと、所得200万円、40代の大人2人と、子供2人（就学児）のケースでは、今年度では、年額44万4,601円であったのが、令和8年度では年額45万8,820円となり、金額で1万4,219円、率にいたしますと3.2%の増加となります。

また、所得のない70歳の大人1人の場合で比較いたしますと、今年度では、年額2万6,937円であったのが、令和8年度では、年額2万7,830円となり、金額で893円、率にいたしますと、3.3%増加することとなります。

今回、保険料が引き上げとなる要因につきましては、令和7年度税制改正

	<p>や、令和 8 年度の診療報酬改定がプラス改定となったこと等があげられます。</p> <p>本市といたしましては、引き続き健康づくり、医療費適正化の取組みに努めるとともに、ブロック会議や広域化調整会議等を通じて、府や国に対して、公費の拡充を求めていると考えております。</p> <p>以上で、案件の 1 つ目「柏原市国民健康保険の概況について」の説明を終わらせていただきます。</p>
<p>榑田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局説明について、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、大丈夫ですかね。</p> <p>ご質問・ご意見がないようでしたら、次の報告事項に進みたいと思います。</p> <p>次に、報告事項のうち 2 番目、柏原市国民健康保険条例の一部改正について、事務局に説明を求めます。はい。</p>
<p>武部係長</p>	<p>案件の 2 つ目、「柏原市国民健康保険条例の一部改正について」説明をさせていただきます。資料 3 の 6 ページ上段「柏原市国民健康保険条例の一部改正案について」をご覧ください。こちらの改正は、国民健康保険料についてさきほど報告させていただきました、子ども・子育て支援納付金分につきまして、賦課・徴収に必要な規定を整備するため、改正するものでございます。</p>
<p>服部次長</p>	<p>続きまして、下段の「国民健康保険診療所条例を廃止する条例案」について説明させていただきます。</p> <p>こちらは、令和 7 年 7 月に診療所担当医の急逝のため休診となっております国民健康保険柏原市立堅上診療所について、再開に向けた検討を重ねてまいりましたが、新たな医師を確保することが困難であること、システムや医療機器の整備が新たに必要となること等から診療所の再開を断念し令和 8 年 3 月 31 日をもって廃院するため条例の廃止を行うものでございます。</p> <p>以上で案件の 2 つ目、「柏原市国民健康保険条例の一部改正について」説明を終わらせていただきます。</p>
<p>榑田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>無いようですね。はい、江村委員どうぞ。</p>
<p>江村委員</p>	<p>今の 6 ページのところとさっきの 4 ページのところなんですけれども、令和 8 年度から子ども子育て支援納付金というのができて、徴収される額は 4</p>

服部次長	<p>ページのところを見たら、令和8年度子ども子育て支援納付金分の所得割が0.28%で、均等割が1,841円、その限度額は3万円に新たに改正されたということですよね。</p> <p>これは、改正理由として国が法律を変えてきたので、自動的に徴収されるということで、これは間違いないのでしょうか。</p> <p>委員おっしゃるとおり、今言われたとおり、法律で決まっておりますので、自動的にというか、条例に挙げさせていただいて、改正していこうという施策で臨んでおります。</p>
江村委員	<p>法律が変わったので、自動的にということでした。</p> <p>一応案なので、まだ決まっていないわけですね。</p> <p>ちょっと保険料の金額を確認したいんですけど、具体的にはどのくらい令和7年と8年で上がるのでしょうか。</p>
服部次長	<p>例えば、所得200万円、40代の大人2人、子供2人、それは就学児の場合なんですけれど、今年度でしたら44万4,601円であったものが、令和8年度では年額で45万8,820円となりまして、金額で言いますと1万4,219円、率にいたしますと3.2%の増加となります。</p> <p>また、所得のない70歳の大人1人の場合に比較いたしますと、今年度では年額2万6,937円であったものが、令和8年度では年額2万7,830円となり、金額で893円、率にいたしますと3.3%増加ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
江村委員	<p>ということは、先ほども数字はいろいろあったんですけど、モデル世代の3.2%、一番安い保険料の方ということだと思えますけど3.3%ということなんで、だいたい最近、物価高騰が3%とか4%とかって言いますので、そのぐらいがまた…上がるんだなということだというふうに思います。</p> <p>やっぱりちょっとしんどいなっていうのが正直なところだと思います。</p> <p>あれもこれも上がるっていうことでね、これでなんとかならないのかというのがね、そこをね、抑えるということを努力してほしいんですけど、市としては公費負担も求めていくと言わはったと思うんですけど、少しでも下げていくという努力をしたいと思うんですけど、やっぱり府内統一料金なので、ここでは決めようがないんですかね。</p> <p>保険料を下げる努力というのは引き続きしていただいて、できることをやっていたきたいなと思います。</p>
榊田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p>

それではご意見等ないようですので、最後にその他について事務局から何か報告はありますか。お願いいたします。

若林主幹

保険年金課主幹の若林でございます。

その他といたしまして、保健事業についてご説明させていただきます。

柏原市国民健康保険では被保険者の健康増進のため、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする保健事業を推進しております。

また、保健事業の実施にあたり、保健事業実施計画を策定・公表し、事業実施、評価等に取り組んでおります。令和7年度は、令和6年度から令和11年度を計画期間とする第3期保健事業実施計画の2年目となり、お手元の資料4令和7年度柏原市国民健康保険保健事業実施計画に基づき実施しております。

資料4令和7年度柏原市国民健康保険保健事業実施計画の1ページをご覧ください。令和7年度は、2基本方針に基づき、実施しております。基本方針に沿ってご説明させていただきます。(1)特定健康診査・特定保健指導の推進につきまして、2ページをご覧ください。特定健康診査は6月から11月末まで実施しております。大阪府内の実施医療機関で受診することができます。特定健康診査の受診率向上のため、特定健診を受診されなかった方を対象に、ハガキの送付や電話、訪問による受診勧奨を行っております。また、この期間に受診できなかった方のため、次年度から特定健康診査の対象となる39歳及び受診率の低い40歳～65歳を対象に、自宅で簡易血液検査を行い、検査キットを郵送すると、その結果をスマートフォンで確認できる「郵送型簡易血液検査」を実施しております。

次に3ページ下段の特定保健指導事業をご覧ください。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、リスクが高いと判定された方に対し、保健師、管理栄養士、看護師による健診結果説明、保健指導を行い、生活習慣病予防のため、生活習慣の改善、行動変容に向けて、対象者の取り組みを支援しております。

以上の取組の結果、令和6年度の特定健康診査受診率は41.8%、特定保健指導実施率は46.1%と、大阪府内市町村の中で受診率・実施率ともに上位になります。

基本方針(2)人間ドック助成事業の推進につきましては、4ページをご覧ください。市内2医療機関を含む、現在8医療機関で実施しております。今後も身近な医療機関で受診していただきやすい体制確保に努めながら実施してまいります。

基本方針(3)疾病重症化予防事業の推進につきましては、4ページをご覧ください。特定健康診査及びレセプトのデータを活用し、脂質異常症・高血圧・高血糖の方への受診勧奨や糖尿病に関する検査値の高い方等を対象とした糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しております。

基本方針(4)普及啓発事業の推進につきましては、5ページ下段または

6ページをご覧ください。医療費適正化の取り組みとして、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知の送付、重複服薬者への保健指導等を実施しております。

その他の取組は6ページ上段をご覧ください。個人インセンティブを活用した主体的な健康づくりの推進としまして、大阪府が提供する、府民の健康づくりを支援するアプリ「アスマイル」の周知広報に努めております。アスマイルは健診を受ける、歩く、健康イベントに参加することによりポイントが貯まり、ポイントが貯まると、抽選によって、クオカード、電子マネーなどが当たります。

特に、国民健康保険の被保険者の方につきましては、特定健診を受診し、このアプリに登録すると、3,000円分のクオカードや電子マネーが必ずもらえます。そのため、本市におきましては、特定健診の受診券発送時にアプリのチラシを同封するなど、周知広報に努めております。

基本方針(5)推進体制の整備につきましては、後期高齢者医療保険担当・健康づくり課・高齢介護課と連携し事業を実施する等、被保険者が切れ目なく健康増進・介護予防に取り組んで頂くことのできる体制づくりにも努めております。詳細は6ページ地域包括ケア推進の取組と7ページ下段4実施体制のとおりとなります。

以上、資料4令和7年度柏原市国民健康保険保健事業実施計画についての説明を終わらせていただきます。

榊田会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告も含めまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

若江係長

保険年金課保険業務係長の若江と申します。

本日の協議会を欠席されております組合管掌健康保険の吉川委員から4点ご意見・ご感想をいただいておりますので、報告させていただきます。

1つ目は、収支決算状況について、直近6年間、実質収支が黒字であることは素晴らしいことだと思います。国民健康保険料収納率についても、柏原市の収納率は全国平均レベルであり、努力されていることと思われま。

2つ目は、特定健康診査事業にて、貧血検査と心電図検査を追加実施したり、郵送型簡易血液検査を実施したりするのは、良い取り組みだと思います。このような工夫した取組みが、直近3年間にわたり、1人あたり医療費が横ばいであることにも繋がっているのではないかと考えられます。

3つ目は、健康づくり支援プラットフォーム事業「アスマイル」への参画は良い取り組みだと思います。関電健保でも、健康ポータルサイト「PepUp」への登録を奨励しており、加入者の登録率は高まりつつあります。登録者に対して、医療費通知をメール送付したり、特定保健指導の受診勧奨を行ったり、定期的に健康情報をメール送付したりするなど、健康意識の向上だけでなく、一定の業務効率化も達成できております。柏原市におかれても、「ア

<p>榑田会長</p>	<p>スマイル」を始めとした、健康ポータルサイトの有効活用に取り組んで欲しいと考えます。</p> <p>4 つ目は、昨年 12 月より、マイナ保険証を基本とした仕組みに変更されました。関電健保でも、医療DXの推進に向けて、引き続き、マイナ保険証の登録率や利用率の向上に努めています。マイナ保険証の利用推進は、健康保険実務の効率化にも繋がります。柏原市におかれても、引き続き、マイナ保険証の登録率や利用率の向上に取り組んで欲しいと考えます。</p> <p>以上が、吉川委員からいただいたご意見・ご感想のご報告となります。</p> <p>ありがとうございました。それでは他に何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本協議会の協議事項は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席いただき、また議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第1回柏原市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>【7 閉会】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、お忘れ物などございませんよう、お気をつけてお帰りください。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>